

「光の道」構想実現のための論点メモ①

前提

- 2015年頃を目途に、すべての世帯(4,900万世帯)でブロードバンドサービスを利用

想定される論点

「光の道」の整備

1. 「光の道」として整備すべきインフラは何か。
 - 「光の道」として整備すべきインフラの水準・技術方式はどうあるべきか。
 - 既存のメタル回線の扱いをどうするか(並存?撤去?)。
2. 整備主体は誰か。
 - 独立したアクセス網の整備主体が必要か。
 - CATV事業者、電力系事業者等他のインフラ系事業者との設備競争環境は如何に確保すべきか。
3. 政府支援スキームは必要か。
 - 超高速ブロードバンドが利用可能となっていない残り世帯(10%)は、条件不利地域が中心であるため、採算ベースでの整備が不可能ではないか。その場合は、政府による何らかの支援が必要か。
4. 公正競争の確保方策はどうあるべきか。
 - 多様な事業者が、整備されたアクセス網を活用して様々なサービスを利用者に提供することで、ブロードバンドの普及が促進されるのではないか。したがって、インフラ整備と公正競争環境は一体で議論すべきではないか。

「光の道」構想実現のための論点メモ②

国民の「光の道」へのアクセス権の保障

1. 「光の道」時代のユニバーサルサービス制度のあり方

- 「光の道」が実現し、全国の国民があまねくFTTH等のブロードバンドサービスを利用する状況になった場合、国民の「光の道」へのアクセス権を保障するため、「光の道」時代のユニバーサルサービス制度はどうあるべきか。
 - ユニバーサルサービスの対象範囲
 - ユニバーサルサービスの提供主体と提供義務の確保方策
 - ユニバーサルサービス確保のためのコスト負担のあり方

2. 「光の道」実現に向けたユニバーサルサービス制度のあり方

- 「光の道」が実現するまでの過渡期においては、メタルから光へのネットワークの移行を加速化するためには、加入電話を中心とする現行のユニバーサルサービス制度はどのような見直しが必要か。
 - メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためのユニバーサルサービス制度のあり方
 - PSTNからIP網へのマイグレーションを加速化するためのユニバーサルサービス制度のあり方